

学校の宿日直に関する管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第14号

学校の宿日直に関する管理規則の一部を改正する規則

学校の宿日直に関する管理規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「ただし、学校用務員並びに学校給食調理員及び補助員」を「管理用務員及び給食調理員」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第3条中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員（京都市教職員の給与等に関する条例第5条に規定する京都府立学校教職員をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（関係規則の廃止）

2 教員の行なう宿日直の特例に関する規則は、廃止する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）